

高齢透析者の日常生活を支える介護老人福祉施設

佐藤哲彦

特別養護老人ホーム偕生園

Accredited Nursing Home for the Elderly supporting the Life of Dialysing Patient

Tetsuhiko Satoh

Accredited Nursing Home for the Elderly 《Kaiseien》

<はじめに>

特別養護老人ホーム（以下特養）「偕生園」では、平成7年よりCAPD施行中の慢性腎不全患者（以下透析者）をケアしてきた。透析者受け入れにあたっての問題点とこれまでの5年間の経過をまとめ、あわせて介護保険制度実施下での課題について検討した。

「偕生園」は、昭和58年4月に社会福祉法人「男鹿偕生会」が、男鹿市脇本寒風山の中腹に開園、短期入所事業、ホームヘルプサービス事業、小規模通所事業を開始した。平成3年度、同市船越に法人設置の「かいせいデイサービスセンター」をオープンし、平成12年4月より介護保険施行とともに図にある8事業に組織編成して展開している。

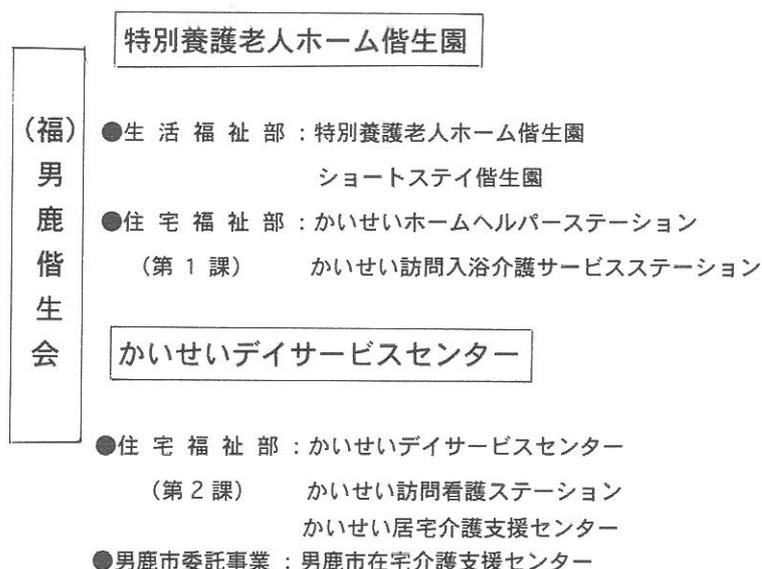


図 特別養護老人ホーム「偕生園」の組織図

<症例提示>

入所の症例は現在70歳の女性で、48歳時より糖尿病でインスリン療法を開始、63歳に網膜症・腎症を合併し秋田赤十字病院を受診。平成7年3月9日、胸内苦悶と呼吸困難が出現、腎不全と心筋梗塞による心不全のため血液透析を開始、5月30日CAPDに変更後、9月より「偕生

園」に入所、CAPD治療を続けている¹⁾。

<特養への透析者受け入れの経過>

《医師の指導のもとに本人や家族が在宅療法などで自宅での生活を可能にしているのであれば施設でも行なえる》という施設の理念のもと、「偕生園」ではこの透析者を受け入れることにした。それ以前にインスリン療法や在宅酸素療法の必要な利用者を措置入所により受け入れた経験があり、本症例の受け入れでも生かされることになった。

表は介護保険施設における職員配置基準の比較である²⁾。介護老人福祉施設（特養）では100床あたり、嘱託医と3名の看護婦、22名の介護職員を配置することが義務付けられている。偕生園は50床なので表の半分の職員体制で、看護職員2名のほかに介護職員として准看護婦1名と准看護師2名をおくなど職員配置を工夫した。

施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人保険施設 (老人保健施設)	介護療養型医療施設 (療養型病床群)
機能	介護機能	家庭復帰療養機能	治療機能 (療養型機能)
対象者	常に介護が必要で在宅生活が困難な寝たきり高齢者など	病状は安定して入院治療は不要だが、リハ・看護・介護を要する寝たきり高齢者など	長期にわたり、療養を要する患者
施設基準	居室>10.65m ² 医務室、 食堂、 浴室 など	療養室>8.0m ² 診察室、 機能訓練室、 食堂 など	病室>6.4m ² 診察室 機能訓練室、 手術室 など
職員配置基準	医師(嘱託医) 看護婦 3人 介護職員 22人 生活指導員 など	医師 1人 看護婦 8~10人 介護職員 20~24人 相談指導員 1人 理学/作業療法士1人 介護支援相談員 1人 栄養士 など	医師 3人 看護婦 17人 介護職員 17人 薬剤師 など

表 介護保険施設の比較（職員配置基準は100床あたり）

透析者受け入れ時の問題点として、CAPDは全く未知のことであり、職員はCAPD操作が出来るかどうかという不安のほか、原疾患への理解、食事療法、施設行事への参加が可能か、などにも不安をもっていた。その対応として、病院から送ってもらったパンフレットやビデオによる園内研修や病院見学を入所の2ヶ月前より実施したほか、主治医により透析者の病状説明と腎不全治療全般の講義やメーカー担当者によるCAPD操作手順の説明などの勉強会を開き、受け入れ体制を整えていった。

入所後の生活上の問題点として、食事管理、尿量の測定、インスリン注射のほか、CAPD操作の問題点があげられる。1日4回の注排液に追われ、透析者本人からの要望を透析に関連したものと思いついて適切に対応できなかつたり、透析者の生活パターンがつかみにくかつたが、日常の細かな問題点も病院に電話で問い合わせをひとつひとつ解決していった。また、メーカーによるCAPD指導の継続や、主治医による追加講義も問題の解消に役立った。

透析者の一日のスケジュールは、8時半から始まり、1日4回のCAPDは、医務室に来てもらい、注排液は看護婦か介護職員が介助し、透析者にワイアレス・ナースコールをもたせ、排液終了などを連絡してもらった。CAPD終了後は他の入所者と同様の生活に戻し、外出の時は、CAPDの時間を繰り上げたり繰り下げたり臨機応変に対応した。

<考 案>

特別養護老人ホームは、古くは「養老院」と呼ばれ、旧措置制度下では「終の場」としての施設であったが、介護保険制度下では、利用者が選択し契約に基づき利用できる通過施設としての施設に変化してきている。介護老人福祉施設に求められるものは、「生活の場」として、また自宅で生活している人にとって「利用し易い施設」として、地域に根ざしていくことである。

偕生園がめざす特別養護老人ホームとは、人としてお互いに支えながら生活できる施設であること。在宅療養に必要な知識と技術を習得し、透析者を含む要介護者も受け入れること。終の場として必要なだけ添い続けることである。そして、多くの人との出会いから「人生を学び」お互いが成長できる施設になれるよう努力を続けている。

<まとめ>

特別養護老人ホーム「偕生園」で、平成7年よりCAPD施行中の慢性腎不全患者をケアしてきた。透析者受け入れには病院との連携が必要である。介護保険制度実施下では要介護者を受け入れるための技術取得も大切である。

参 考 文 献

- 1) 米谷純子、佐藤清子、寺邑朋子、山岸 剛、佐藤浩和：透析療法中の慢性腎不全患者の施設への受け入れについて、臨床透析 投稿中
- 2) 日経ヘルスケア編；ケアマネジャー・マニュアル、p166、日経BP社、東京、1998